

○春日井市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

平成 27 年 3 月 20 日

規則第 39 号

令和 3 年 3 月 30 日規則第 19 号

改正 令和 4 年 3 月 30 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号。以下「政令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定の申請書に添える図書等)

第 2 条 法第 102 条第 2 項第 1 号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第 1 項の認定の申請をしようとする者は、省令第 49 条第 1 項の除却の必要性に係る認定申請書に、同項及び次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）

第 33 条第 1 項第 1 号の表に掲げる付近見取図及び配置図

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第 49 条第 1 項第 3 号の規則で定める書類は、当該マンションが法第 102 条第 2 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類とする。

3 第 1 項に規定する者は、省令第 49 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

4 法第 102 条第 2 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第 1 項の認定の申請をしようとする者は、

省令第 49 条第 2 項の除却の必要性に係る認定申請書に、同項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別を明示したもの）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
（許可申請書に添える図書等）

第 3 条 省令第 52 条第 1 項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 1 条の 3 第 1 項の表 1 (い) 欄に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
- (2) 建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1 (ろ) 欄に掲げる 2 面以上の立面図及び 2 面以上の断面図
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面  
（申請の取下げ）

第 4 条 法第 102 条第 1 項又は法第 105 条第 1 項の規定により申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 19 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

申請取下げ届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住所

氏名

電話< >( )

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 条第 項の規定に基づき次の申請は、取り下げます。

申請年月日	年 月 日
申請に係る マンション の所在地	
取下げ理由	
※ 受 付	※ 備 考

備考

第 1 号様式（第 4 条関係）

（令 3 規則19・一部改正）